

京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

現 行					改正案							
(一般廃棄物の処理手数料)					(一般廃棄物の処理手数料及び納入方法)							
第 21 条 市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合に徴収する手数料は、別表に定める額とする。					第 21 条 市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合に徴収する処理手数料の額及び納入方法は、別表に定めるとおりとする。							
2 前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。												
(手数料の減免)					(処理手数料の減免)							
第 22 条 市長は、天災その他特別の理由があると認められるときは、規則に定めるところにより前条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。					第 22 条 市長は、天災その他特別の理由があると認められるときは、規則に定めるところにより前条に規定する処理手数料を減額し、又は免除することができる。							
別表 (第21条、第24条関係)					別表 (第21条、第24条関係)							
区分	種別	単位			金額(円)	区分	種別	単位			金額(円)	処理手数料の 納入方法
し尿		200リットルまで			1,600	し尿		200リットルまで			1,600	し尿処理券の購入又は口座振替による納入
		200リットル超過分	25リットルごとに		200			200リットル超過分	25リットルごとに		200	
浄化槽汚泥		1,800リットルにつき			1,500	浄化槽汚泥		1,800リットルにつき			1,500	納入通知書による納入
市が収集の場合	可燃性ごみ	市指定袋1枚	大	45リットル	30	市が収集の場合	可燃性ごみ	市指定袋1枚	大	45リットル	30	市が指定するごみ袋の購入による納入
			小	30リットル	20				小	30リットル	20	
	粗大ごみ	市指定シール1枚(1個につき)			500		粗大ごみ	市指定シール1枚(1個につき)			500	市が指定するシールの購入による納入
市の処理場へ搬入の場合	可燃性ごみ	市指定袋1枚	大	45リットル	30	市の処理場へ	可燃性ごみ	市指定袋1枚	大	45リットル	30	市が指定するごみ袋の購入による納入
			小	30リットル	20				小	30リットル	20	
		上記以外は、20キログラムごとに			100			上記以外は、20キログラムごとに			100	

現 行				改正案					
	不燃性ごみ	20キログラムごとに	100	直接搬入の場合	小	30リットル	20	る納入	
	粗大ごみ	20キログラムごとに	100			上記以外は、20キログラムごとに		100	納入通知書による直接納入
					不燃性ごみ	20キログラムごとに		100	納入通知書による直接納入
					粗大ごみ	20キログラムごとに		100	納入通知書による直接納入
				備考					
				1 <u>し尿の処理手数料が口座振替の方法により滞納となったときは、市長は当該口座振替の方法を停止することができる。</u>					
				2 <u>市指定ごみ袋及びし尿処理券の販売は、市長がその販売を委託した業者、団体等において取り扱うものとする。</u>					
				3 <u>市指定シールの販売は、各市民局において取り扱うものとする。</u>					
				4 <u>市の処理場へ継続的な直接搬入が必要な場合において、市長が特に必要と認めるときは、1月単位で、処理手数料を納入できるものとする。</u>					